

四日市市訓令第3号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市地籍調査作業規程を次のように定める。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市地籍調査作業規程

四日市市地籍調査作業規程（昭和34年四日市市規程第1号）の全部を改正する。

（総則）

第1条 この規程は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第2項の規定に基づき、本市が行う地籍調査に関する作業方法について必要な方法を定めるものとする。

（準用）

第2条 地籍調査の実施に当っては、国土調査法第3条第2項で定める地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）を準用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（都市整備部用地課）